

# 令和5年瀬戸市議会6月定例会提出予定議案等の概要

## 1 条例及び単行議案関係

第33号議案	瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第2係
1 条例改正の理由	公民館の施設管理及び運営について指定管理者制度を導入等するに当たり、条例の全部を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 施設等の使用について、おおむね次の事項について定めるもの。 ア 使用時間 イ 休館日 ウ 使用の許可 エ 使用の制限 オ 使用料の徴収、還付及び減免 カ その他必要な事項 (2) 指定管理者について ア 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとするもの。 イ 指定管理者に行わせる業務を次のとおりとするもの。 （ア）社会教育法第22条の規定に基づく事業の実施に関する業務 （イ）公民館の施設管理及び運営に関する業務 （ウ）公民館の施設等の維持及び修繕に関する業務 （エ）その他公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務 ウ 指定管理者に公民館の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとするもの。 (3) 施行期日等 その他必要な事項を規定し、施行期日を令和6年4月1日又は公布の日とし、所要の準備行為及び使用料等の徴収の規定を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 教育基本法（平成18年法律第120号） (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号） (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項 (4) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	指定管理者制度に係る事項を規定することにより、公民館の管理及び運営を指定管理者に委任することが可能となる。

第34号議案	市有財産（建物）の無償譲渡について								
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係								
1 議案提出の理由	旧道泉小学校を民間事業者に活用させることに伴い、その建物を無償で譲渡するに当たり、議会の議決を求めるため。								
2 議案の概要	<p>(1) 建物</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 名 称</td> <td>旧道泉小学校</td> </tr> <tr> <td>イ 所在地</td> <td>瀬戸市道泉町44番地の2、76番地の15</td> </tr> <tr> <td>ウ 構造</td> <td>鉄筋コンクリート造4階建て</td> </tr> <tr> <td>エ 延べ床面積</td> <td>4,050.84平方メートル</td> </tr> </table> <p>内訳 校舎（3,656.21平方メートル）、窯場（20.05平方メートル）、校舎（334.64平方メートル）、倉庫（31.5平方メートル）、倉庫（3.6平方メートル）、物置（4.84平方メートル）</p> <p>(2) 相手方 瀬戸市道泉町76番地の1 学校法人SOLAN学園</p> <p>(3) 譲渡年月日 議決の日</p> <p>(4) その他条件等 相手方による建物の活用に係る事業計画に基づいた事業の実施に必要な許認可等が得られない場合においては、遡って契約を解除する解除条件付契約とする。</p>	ア 名 称	旧道泉小学校	イ 所在地	瀬戸市道泉町44番地の2、76番地の15	ウ 構造	鉄筋コンクリート造4階建て	エ 延べ床面積	4,050.84平方メートル
ア 名 称	旧道泉小学校								
イ 所在地	瀬戸市道泉町44番地の2、76番地の15								
ウ 構造	鉄筋コンクリート造4階建て								
エ 延べ床面積	4,050.84平方メートル								
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号								

第 3 5 号議案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について																									
担当課・係名	環境課 ごみ減量係																									
<p>1 条例改正の理由</p> <p>瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に定める瀬戸市一般廃棄物処理手数料のうち燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料の額を改定するに当たり、当該条例中所要の事項を改正するため。</p>																										
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>次のとおり手数料を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="341 741 1158 1088"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">市指定袋の 大きさ</th> <th colspan="2">市指定袋 1 枚当たりの金額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃えるごみ</td> <td>4 5 リットル</td> <td>1 8 円</td> <td>5 0 円</td> </tr> <tr> <td>3 0 リットル</td> <td>1 6 円</td> <td>3 0 円</td> </tr> <tr> <td>2 0 リットル</td> <td>1 4 円</td> <td>2 0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃えないごみ</td> <td>4 0 リットル</td> <td>2 5 円</td> <td>4 0 円</td> </tr> <tr> <td>2 0 リットル</td> <td>1 8 円</td> <td>2 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等 公布の日</p>				種 類	市指定袋の 大きさ	市指定袋 1 枚当たりの金額		改正後	改正前	燃えるごみ	4 5 リットル	1 8 円	5 0 円	3 0 リットル	1 6 円	3 0 円	2 0 リットル	1 4 円	2 0 円	燃えないごみ	4 0 リットル	2 5 円	4 0 円	2 0 リットル	1 8 円	2 0 円
種 類	市指定袋の 大きさ	市指定袋 1 枚当たりの金額																								
		改正後	改正前																							
燃えるごみ	4 5 リットル	1 8 円	5 0 円																							
	3 0 リットル	1 6 円	3 0 円																							
	2 0 リットル	1 4 円	2 0 円																							
燃えないごみ	4 0 リットル	2 5 円	4 0 円																							
	2 0 リットル	1 8 円	2 0 円																							
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 4 号</p>																										
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>令和 5 年 9 月から開始予定の一般廃棄物処理手数料の有料化制度において、市民が負担する一般廃棄物処理手数料の金額を減額することで、市民生活に与える経済的負担を軽減する。</p>																										

第36号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について				
担当課・係名	税務課 市民税係				
1 条例改正の理由	地方税法の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するため。				
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 個人市民税に関する事項について 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する規定、特別徴収の方法により徴収する給与所得及び公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する等の改正を行うもの。</p> <p>イ 軽自動車税に関する事項</p> <p>(7) 軽自動車税の種別割の税率について、三輪以上の原動機付自転車で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもののうち、車室を有する又は輪距が0.5メートルを超えるもの（ただし、車室を有するものであっても、側面開放の車室かつ輪距が0.5メートル以下のものを除く。）の区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するもの。</p> <p>(4) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を次のとおり改めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="402 1339 1007 1440"> <tr> <td>改正後の割合</td> <td>改正前の割合</td> </tr> <tr> <td>100分の35</td> <td>100分の10</td> </tr> </table> <p>(2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和5年7月1日、令和6年1月1日又は令和7年1月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	改正後の割合	改正前の割合	100分の35	100分の10
改正後の割合	改正前の割合				
100分の35	100分の10				
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）</p> <p>(2) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</p> <p>(3) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）</p>				

第37号議案	し尿処理施設基幹的設備改良工事請負契約の締結について
担当課・係名	クリーンセンター
1	<p>議案提出の理由</p> <p>し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 契約金額 1,969,000,000円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市西山路町1番地</p> <p>(3) 工事内容 し尿処理施設基幹的設備改良工事一式 処理方式 水処理設備 (高負荷脱窒素処理＋高度処理) 汚泥処理設備 (脱水＋場外搬出) 要求施設規模 88キロリットル／日</p> <p>(4) 工 期 契約日の翌日から令和8年3月19日まで</p> <p>(5) 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>クリーンセンターのし尿処理施設は、施設全体の老朽化が進んでいるため令和4年3月策定した瀬戸市クリーンセンター長寿命化総合計画書に基づき、施設の改修を行い、令和22年度までの延命化を図る。</p>

第 3 8 号議案	C D - I 型消防ポンプ自動車（品野台分団車）の買入れについて
担当課・係名	総務課 庶務係
1 議案提出の理由	C D - I 型消防ポンプ自動車（品野台分団車）の買入れに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 C D - I 型消防ポンプ自動車（品野台分団車）</p> <p>(2) 設備内容 水ポンプ装置（ポンプ性能 A - 2 級）等を装備した消防ポンプ自動車（車両総重量 3 . 5 トン未満）</p> <p>(3) 買入価額 2 3 , 0 4 5 , 0 0 0 円</p> <p>(4) 買入先 名古屋市東区矢田南一丁目 2 番 8 号 株式会社モリタ名古屋支店</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条
4 議案提出に伴う影響、効果等	現在品野台分団に配備している消防ポンプ自動車を耐用年数経過に伴い更新し、引き続き消防活動を推進していく。

第 39 号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について						
担当課・係名	予防課 建築危険物係						
<p>1 条例改正の理由</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>							
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 急速充電設備の充電対象を電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。）とし、急速充電設備の全出力の上限（現行 200 キロワット）を撤廃すること等急速充電設備に関する事項について定めるもの。</p> <p>イ 禁煙、火気厳禁及び喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号による標識について、図記号の規定を次のとおりとするもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標 識</th> <th>図 記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁煙又は火気厳禁</td> <td>国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの</td> </tr> <tr> <td>喫煙所</td> <td>国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日又は令和 5 年 10 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>		標 識	図 記 号	禁煙又は火気厳禁	国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの	喫煙所	国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの
標 識	図 記 号						
禁煙又は火気厳禁	国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの						
喫煙所	国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するもの						
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）</p>							
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>急速充電設備について、全出力 200 キロワットを超えるものが設置できるよう規制を緩和することにより、大型電気自動車（電動バス、電動トラック等）の普及促進及び温室効果ガスの排出削減に向けて効果が期待できる。</p>							

第 4 0 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1 条例改正の理由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 家庭的保育事業者等ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じることが規定するもの。</p> <p>イ 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合には、利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認することを規定するもの。</p> <p>ウ 送迎を目的とした自動車（利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行する場合には、当該自動車に車内の利用乳幼児の見落とし防止の装置（ブザー等）を備え、これを用いて利用乳幼児の降車の際、所在を確認することを規定するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	家庭的保育事業等における利用乳幼児の安全の確保が推進される。



第 4 1 号議案	瀬戸蔵条例の一部改正について																		
担当課・係名	観光課 瀬戸蔵係																		
1 条例改正の理由	瀬戸蔵駐車場の使用料を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。																		
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>自動車 1 台 1 回についての駐車場使用料を次のとおり改めるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通常期</td> <td>使用開始から 60 分まで</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>60 分を超え 9 時間まで 60 分までごとに</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>9 時間を超え 24 時間まで</td> <td>800 円（9 時間以内の料金を含む。）</td> </tr> <tr> <td>24 時間を超えるときは、その超える時間について 24 時間までごとに</td> <td>9 時間を超え 24 時間までの料金に 800 円を加算した額（24 時間ごとにその超える時間が 8 時間までのときは、60 分までごとに 100 円を加算した額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イベント開催等繁忙期</td> <td>使用開始から 60 分まで</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現行：自動車 1 回 1 台につき 60 分までを無料とし、60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに 100 円とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 5 年 7 月 31 日とし、所需の経過措置を設けるもの。</p>		区分	単位	料金	通常期	使用開始から 60 分まで	無料	60 分を超え 9 時間まで 60 分までごとに	100 円	9 時間を超え 24 時間まで	800 円（9 時間以内の料金を含む。）	24 時間を超えるときは、その超える時間について 24 時間までごとに	9 時間を超え 24 時間までの料金に 800 円を加算した額（24 時間ごとにその超える時間が 8 時間までのときは、60 分までごとに 100 円を加算した額）	イベント開催等繁忙期	使用開始から 60 分まで	無料	60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに	100 円
区分	単位	料金																	
通常期	使用開始から 60 分まで	無料																	
	60 分を超え 9 時間まで 60 分までごとに	100 円																	
	9 時間を超え 24 時間まで	800 円（9 時間以内の料金を含む。）																	
	24 時間を超えるときは、その超える時間について 24 時間までごとに	9 時間を超え 24 時間までの料金に 800 円を加算した額（24 時間ごとにその超える時間が 8 時間までのときは、60 分までごとに 100 円を加算した額）																	
イベント開催等繁忙期	使用開始から 60 分まで	無料																	
	60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに	100 円																	
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条及び第 96 条第 4 号																		
4 条例改正に伴う影響、効果等	令和 5 年度には、ジブリパークのフルオープン及び尾張瀬戸駅周辺にホテルの開業が予定されており、定額で長時間駐車を可能とすることにより、中心市街地での滞在・回遊を促し、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。																		

第 4 2 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について						
担当課・係名	維持管理課 管理係						
1	<p>条例改正の理由</p> <p>パーティセと駐車場の使用料を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。</p>						
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>自動車 1 台 1 回のパーティセと駐車場の使用料について、現行の駐車場の使用料に、次のとおり夜間における駐車場の使用料に係る規定を加えるもの（別表第 2 の備考として加えるもの。）。</p> <p>午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間の料金は、5 時間（午後 8 時以降に駐車場の使用を開始する場合は 6 時間）を超えるときは、500 円とする。</p> <p>※現行（別表第 2 からパーティセと駐車場の規定のみ抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="397 815 1099 981"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 分まで</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 5 年 8 月 1 日とし、所要の経過措置を設けるもの。</p>	単位	料金	60 分まで	無料	60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに	100 円
単位	料金						
60 分まで	無料						
60 分を超えるときは、その超える時間について 60 分までごとに	100 円						
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条及び第 96 条第 4 号</p>						
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>令和 5 年度には、ジブリパークがフルオープンし、尾張瀬戸駅周辺にホテルの開業も予定されており、パーティセと駐車場において、夜間時間帯に長時間定額での駐車を可能とすることにより、宿泊者等の利用が見込まれ、当該駐車場利用者の少ない夜間時間帯の利用増加を促す。</p>						

第 4 3 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の 4 路線を認定するもの</p> <p>(1) 窯神 1 号線</p> <p>(2) 東山 45 号線</p> <p>(3) 水北 10 号線</p> <p>(4) 山口 7 号線</p>

## 2 予算関係

第44号議案 令和5年度瀬戸市一般会計補正予算（第4号）

第45号議案 令和5年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

## 3 人事関係

同意第3号 瀬戸市副市長の選任について（行政管理部人事課）  
瀬戸市副市長の任期満了（令和5年6月15日）に伴うもの

同意第4号 瀬戸市公平委員会委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市公平委員会委員の任期満了（令和5年7月5日）に伴うもの

同意第5号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第6号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第7号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第8号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第9号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第10号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第11号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（地域振興部産業政策課）  
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴うもの

同意第12号 瀬戸市農業委員会委員の任命について  
(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴うもの

同意第13号 瀬戸市農業委員会委員の任命について  
(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴うもの

同意第14号 瀬戸市農業委員会委員の任命について  
(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴うもの

同意第15号 瀬戸市農業委員会委員の任命について  
(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴うもの

同意第16号 瀬戸市農業委員会委員の任命について  
(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴うもの

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について (健康福祉部社会福祉課)  
人権擁護委員の任期満了(令和5年9月30日)に伴うもの

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について (健康福祉部社会福祉課)  
人権擁護委員の任期満了(令和5年9月30日)に伴うもの

#### 4 報告関係

報告第5号 令和4年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第6号 令和4年度瀬戸市一般会計予算事故繰越しについて

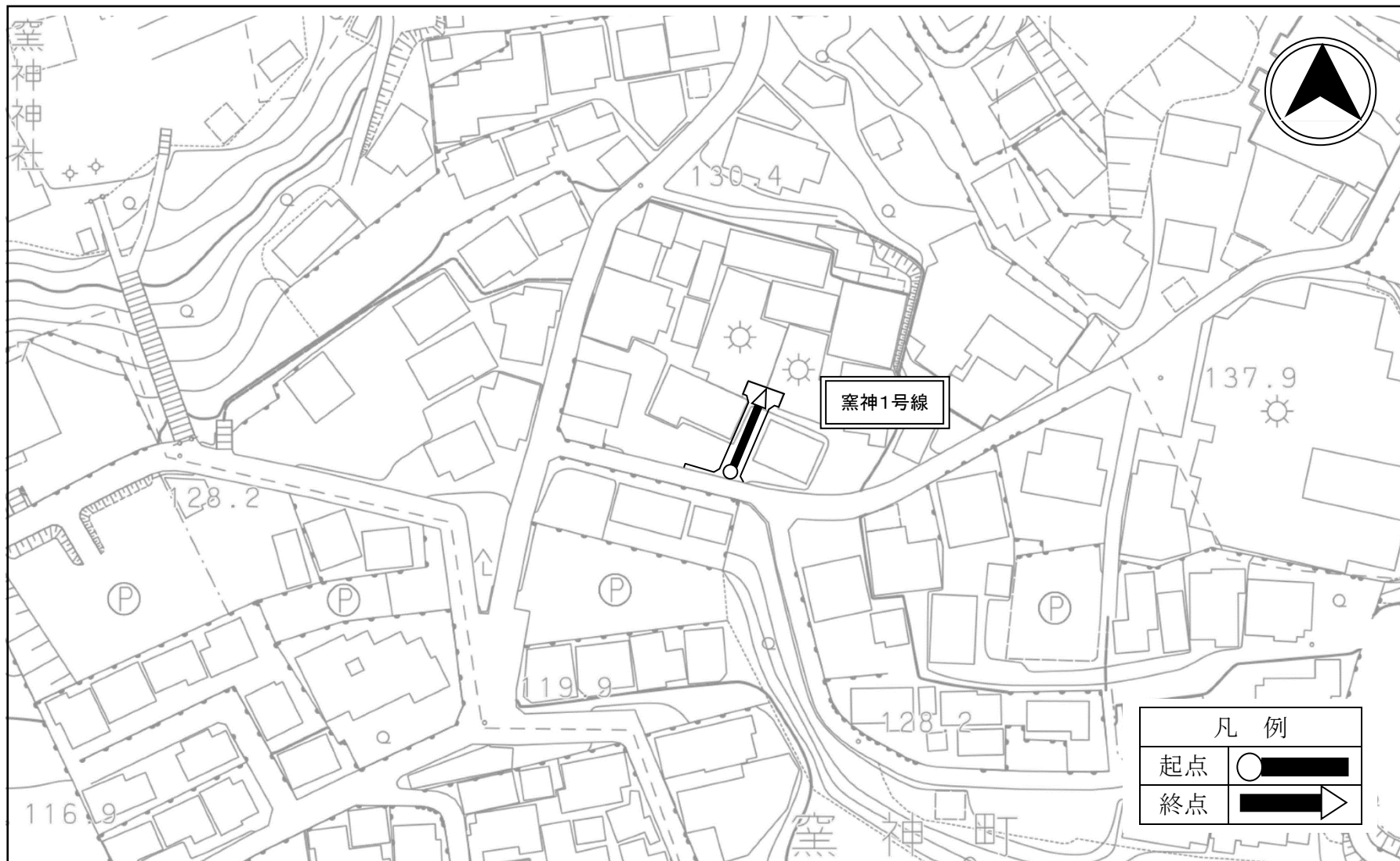
報告第7号 令和4年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第8号 令和4年度瀬戸市水道事業会計継続費の繰越しについて

報告第9号 令和4年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越しについて

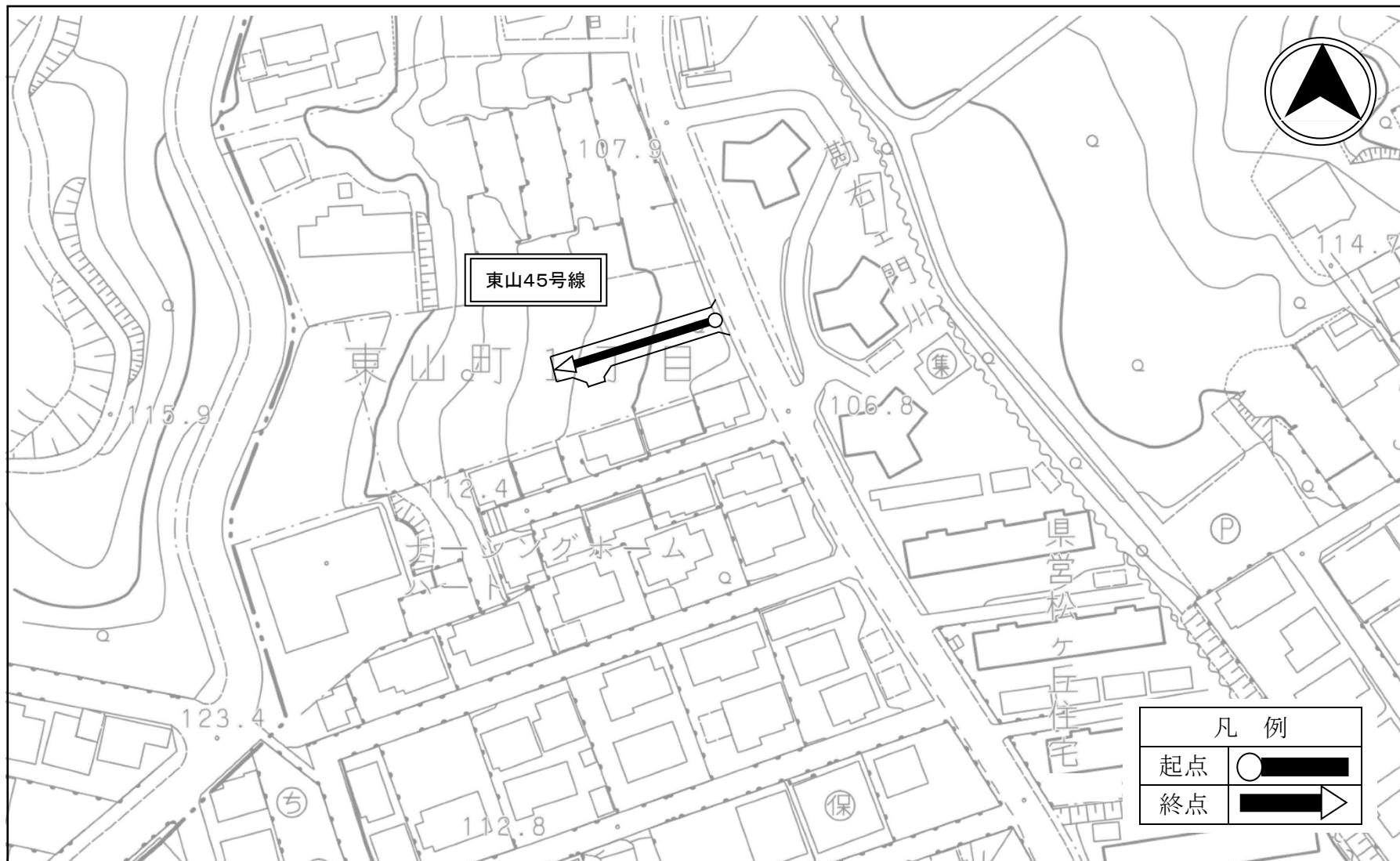
認定路線図

参考資料第43号議案



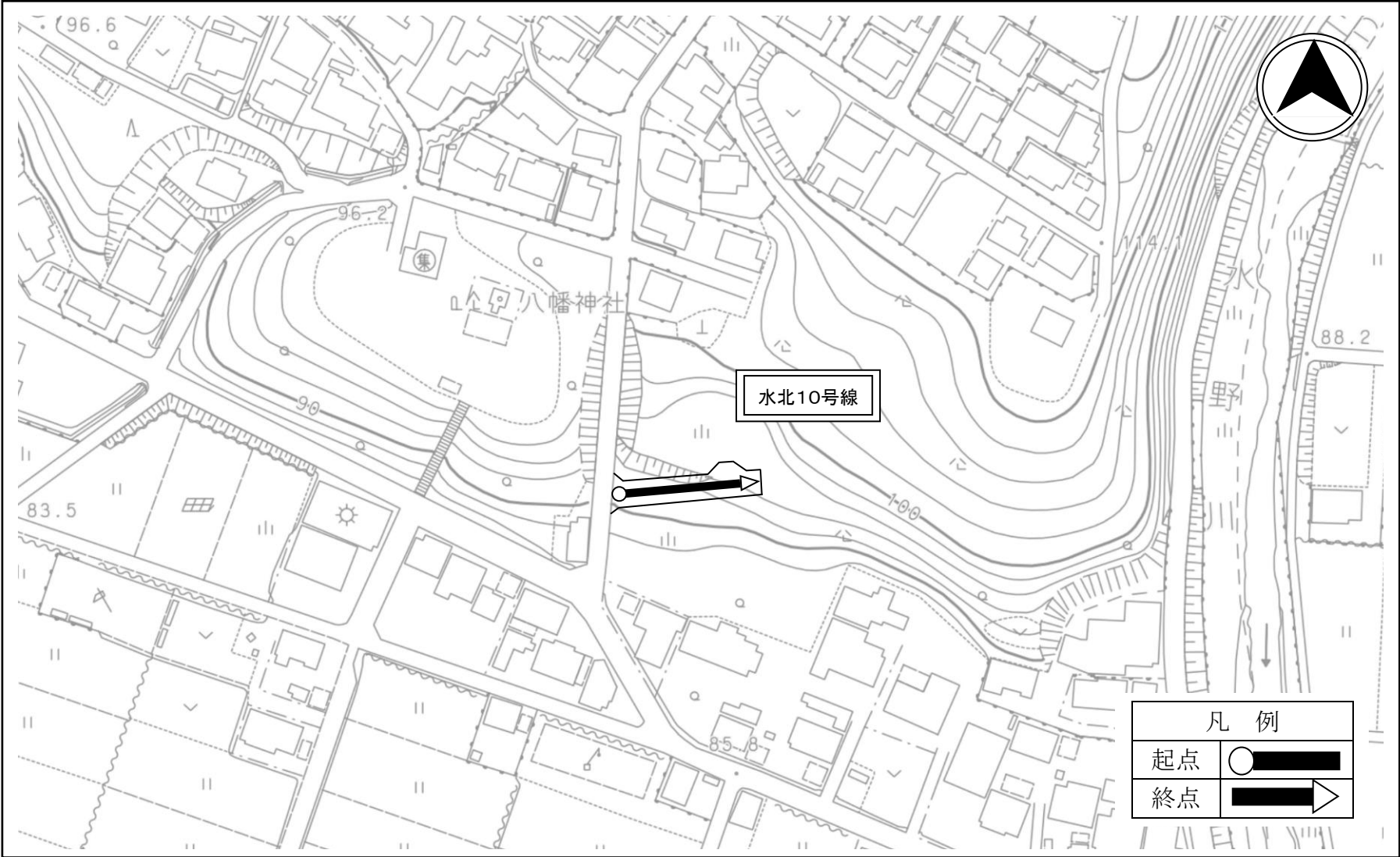
認定路線図

参考資料第43号議案



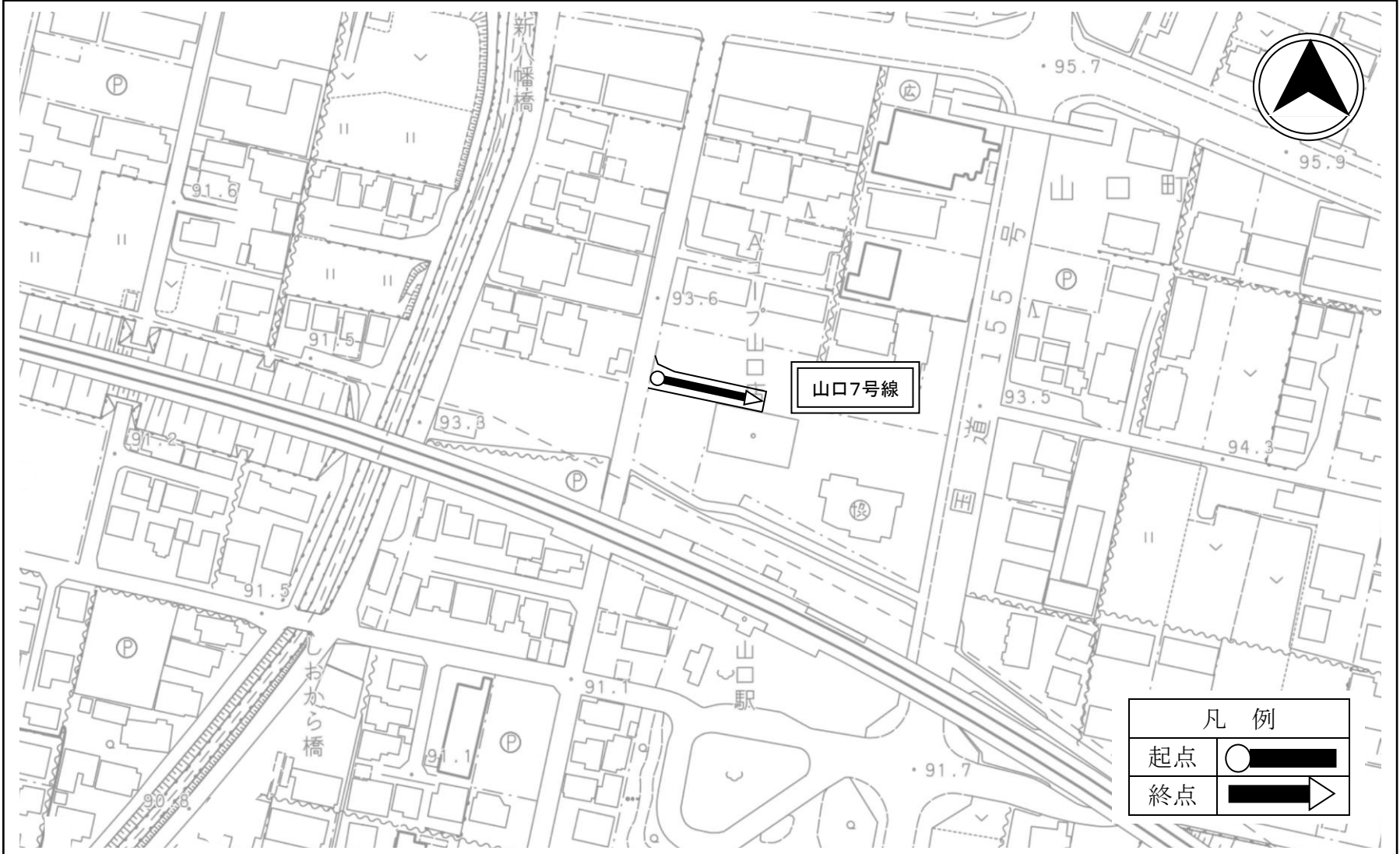
認定路線図

参考資料第43号議案



認定路線図

参考資料第43号議案



凡例	
起点	○
終点	▶



令和5年度 6月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正 (追加) B	4月補正 (専決) C	5月補正 D	6月補正 E	E の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E	対前年同期比
						国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	▲ 42,432	129,317		1,321,475	279,009	24,000	① ▲ 139,935	② 1,158,401	42,618,360	102.0%
特 別 会 計	25,115,000									25,115,000	100.0%
企 業 会 計	8,563,504				0	▲ 168,829	168,800	29		8,563,504	99.8%
下 水 道 事 業	5,067,715				0	▲ 168,829	168,800	29		5,067,715	121.9%
合 計	74,888,504	▲ 42,432	129,317	0	1,321,475	110,180	192,800	▲ 139,906	1,158,401	76,296,864	101.1%

①「その他」の説明  
・使用料及び手数料 ▲ 183,035  
・繰入金 40,000  
・諸収入 3,100

②「一般財源」の説明  
・繰入金 866,494  
・繰越金 291,907

2 一般会計

(1) 骨格予算の肉付け

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
消 防 費	名古屋市等との消防指令業務共同運用	1,828				1,828	名古屋市等と消防救急デジタル無線を共同で運用するため、整備に必要な基本調査に係る費用を計上するもの。
	消防庁舎施設管理	6,700				6,700	消防庁舎の老朽化に伴い、消防新庁舎整備に係る基本構想・基本計画の作成のため、必要となる費用を計上するもの。
教 育 費	菱野団地小中一貫校整備	19,569			17,000	2,569	令和8年度の小中一貫校の開校に向け、八幡小学校校舎の長寿命化改良工事に係る設計業務委託費用を計上するもの。
	適応指導推進	23,469	25,738			▲ 2,269	近年、増加傾向にある支援を必要とする子どもが、主体的に安心して過ごせる居場所づくりのため、県補助金を受け、生活・学習支援員、相談員等を配置するもの。
	小学校施設整備	15,785			14,000	1,785	効範小学校の長寿命化改良工事に係る設計業務委託費用を計上するもの。
	中学校施設整備	19,987	12,113			7,874	近年、増加傾向にある支援を必要とする子どもが、主体的に安心して過ごせる居場所づくりのため、国庫補助金を受け、中学校の空き教室等に空調設備設置などの環境整備を行うもの。
	地区公民館等施設整備	26,730		24,000	2,000	730	長寿命化計画に基づき、八幡公民館の長寿命化改修工事に係る費用を計上するもの。

(2) 燃えるごみ・燃えないごみ処理手数料の改正

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
衛 生 費	【歳出】会計年度任用職員	3,379				3,379	燃えるごみ・燃えないごみ手数料を改正するため、手数料表記の変更に係る委託費用や人件費等必要となる費用を計上するもの。
	【歳出】資源ごみ分別処理	86,445				86,445	
	【歳入】燃えるごみ・燃えないごみ処理手数料	▲ 183,035				183,035	燃えるごみ・燃えないごみ処理手数料を改正することにより、当初予算で見込んだ燃えるごみ・燃えないごみ処理手数料収入を減額するもの。

(3) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援)

ア 低所得世帯支援

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金・給付金給付	500,377				500,377	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付するもの。
	せと電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	300,000				300,000	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり2万円を上乗せし給付するもの。

イ 生活者支援

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
教 育 費	学校給食調理	45,900				45,900	エネルギー・食料品等の物価高騰対策として、学校給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費の増額を行うもの。

ウ 事業者支援

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
商 工 費	まるっとミュージアム推進	1,000				1,000	本市への誘客を図り、市内観光事業者を支援するため、おもてなし観光タクシーツアー料金等の一部を補助するもの。

(4) 新型コロナウイルス感染症関連(ワクチン接種)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
衛 生 費	予防接種調査委員会委員 4人	59	59				新型コロナウイルスワクチンの追加接種を円滑に実施するため、必要な経費を計上するもの。
	新型コロナウイルスワクチン接種	170,838	170,838				
	新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金	19,200	19,200				新型コロナウイルスワクチンの個別医療機関での接種を促進するため、要件を満たす回数分のワクチン接種を行った診療所に対して、補助金を給付するもの。

(5) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	特殊詐欺対策機器購入費補助金	1,000	500			500	特殊詐欺被害を未然に防止するため、県補助金を受け、特殊詐欺対策機器の購入費に対して補助金を給付するもの。
衛 生 費	若年がん患者在宅療養支援補助金	648	324			324	在宅療養を行う終末期の若年がん患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、県補助金を受け、居宅サービス等に要する費用に対して補助金を給付するもの。
	出産・子育て応援給付金・給付金給付	46,109	38,206			7,903	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備として、出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、国・県補助金を受け、妊娠の届出及び出産後の面談時に、それぞれ5万円を給付するにあたり必要となる費用を計上するもの。
土 木 費	公園施設整備	2,700				2,700	令和5年3月に発生した児童遊園の倒木事案を受け、利用者の安全を確保するため、児童遊園・ちびっこ広場等の樹木点検に係る費用を計上するもの。

(6) 繰越明許費

福祉保健センター施設管理事業

(7) 地方債の追加

地区公民館等施設整備

3 企業会計

(1) 下水道事業会計

汚水管渠工事に係る企業債及び国庫補助金の補正、並びに西部浄化センター整備に係る債務負担行為の変更を行うもの。

## 行政委員会委員名簿

令和5年5月12日現在

## 教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

## 公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

## 固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	H14. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

## 監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
小澤 勝	R5. 5. 12	R5. 5. 12	R9. 4. 30

## 行政委員会委員名簿

令和5年5月12日現在

## 選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

## 人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

## 副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

## 教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

## 行政委員会委員名簿

令和5年5月12日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
※ 令和3年11月22日から1名欠員			

令和4年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	繰入金	諸収入	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	財政管理事業	4,455,000	4,455,000						4,455,000
		共用車両管理事業	9,000,000	9,000,000	5,000,000					4,000,000
		アーティスト活動支援補助金給付 (新型コロナウイルス対策)事業	200,000	200,000						200,000
		アーティスト活動支援補助金 (新型コロナウイルス対策)事業	10,000,000	9,623,000						9,623,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修事業	23,508,000	23,507,000		23,507,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種調査委員会委員	59,000	58,400		58,400				
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	40,000,000	39,684,498		39,684,498				
	3 清掃費	資源リサイクルセンター管理運営事業	8,714,000	6,857,406						6,857,406
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰対策支援金 (新型コロナウイルス対策)事業	300,000	275,500	48,000					227,500
		配合飼料価格高騰対策支援金 (新型コロナウイルス対策)事業	9,600,000	9,600,000	1,690,000					7,910,000

令和4年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	繰入金	諸収入	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
6	1	農林水産業費 農業費	粗飼料価格高騰対策支援金 (新型コロナウイルス対策)事業	1,000,000	1,000,000	176,000				824,000
7	1	商工費	市内中小企業者省エネルギー促進補助金 (新型コロナウイルス対策)事業	10,000,000	10,000,000	2,810,000				7,190,000
			会計年度任用職員 (新型コロナウイルス対策)	1,110,000	1,110,000	195,000				915,000
			瀬戸焼販売促進補助金給付 (新型コロナウイルス対策)事業	5,466,000	5,466,000	962,000				4,504,000
			瀬戸焼販売促進補助金 (新型コロナウイルス対策)事業	23,400,000	23,400,000	4,119,000				19,281,000
8	2	土木費	道路橋りょう費							
			品野曾野線整備事業	9,000,000	9,000,000					9,000,000
			幡中南菱野線整備事業	900,000	831,762					831,762
			上ノ切萩殿線整備事業	54,372,000	53,721,974					53,721,974
			萩殿春雨線整備事業	12,400,000	11,500,000					11,500,000
		陣屋川線整備事業	51,200,000	51,179,281					51,179,281	

令和4年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	繰入金	諸収入	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	6,800,000	6,800,000						6,800,000
		道路橋りょう予防保全事業	251,800,000	234,600,000		82,827,000			69,500,000	82,273,000
	3 河川費	河川・排水路整備事業	100,500,000	100,495,000						100,495,000
	4 都市計画費	中水野駅地区区画整理事業	78,927,000	78,926,400						78,926,400
		愛知環状鉄道整備改修費補助金事業	33,240,000	33,240,000					33,200,000	40,000
		陣屋線整備事業	28,961,000	12,428,500						12,428,500
		瀬戸市役所前駅周辺整備事業	21,450,000	21,450,000						21,450,000
公園施設整備事業		42,200,000	38,600,000		15,000,000			13,500,000	10,100,000	
瀬戸川文化プロムナード市街地整備事業	12,700,000	12,690,000						12,690,000		
9 消防費	1 消防費	消防装備整備事業	22,987,000	22,986,970				21,200,000	1,786,970	



令和4年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	繰入金	諸収入	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10 教育費	1 教育総務費	校外学習事業	24,139,000	13,201,364					13,201,364	
	2 小学校費	小学校施設整備事業	56,130,000	56,130,000		11,326,000	19,786,000		22,300,000	2,718,000
		小学校施設整備事業 (新型コロナウイルス対策)事業	14,045,000	9,550,717						9,550,717
	3 中学校費	中学校施設整備事業	117,678,000	117,678,000		30,127,000	25,007,000		59,500,000	3,044,000
		中学校施設整備事業 (新型コロナウイルス対策)事業	12,091,000	6,743,383						6,743,383
	6 保健体育費	体育施設整備事業	22,000,000	22,000,000			4,000,000		16,500,000	1,500,000
		体育施設整備事業 (新型コロナウイルス対策)事業	12,051,000	12,051,000			11,025,000			1,026,000
		野外活動センター施設管理事業	6,859,000	6,859,000						6,859,000
		野外活動センター施設管理事業 (新型コロナウイルス対策)事業	4,343,000	4,343,000			3,975,000			368,000

令和4年度瀬戸市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	市債		
8	2		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
土木費	道路橋りょう費	幡中南菱野線整備事業	279,880		279,880		279,880				279,880	事業遅延の為
9	1		円		円		円				円	
消防費	消防費	消防・救急 装備管理事業	360,000		360,000		360,000				360,000	事業遅延の為

令和4年度瀬戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	過年度分損益勘定留保資金			
1	1	整備事業	円 1,877,105,000	円 1,221,111,622	円 70,689,300	円 0	円 70,689,300	円 585,304,078	円	事業遅延の為

令和4年度瀬戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	4年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				財源内訳	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1	1	菱野団地配水区更新事業	410,000,000	167,500,000	167,500,000	0	167,500,000	167,500,000	167,500,000		

令和4年度瀬戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	処理場建設改良	円 169,125,000	円 110,062,600	円 52,000,000	円 23,100,000	円 28,900,000	円 0	円 7,062,400	円	事業遅延の為